

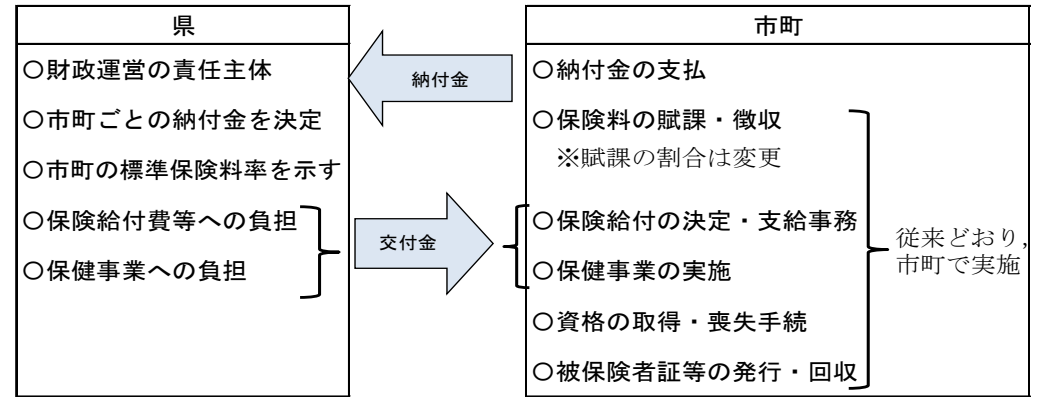
国民健康保険事業の県単位化に向けた取組状況について

1 県と市町の役割

【県の役割】
国民健康保険（以下「国保」といいます。）の財政運営の責任主体となり、市町に対し国保事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率を示し、保険給付費等に要する費用を負担します。

【市町の役割】
県が決定した納付金を納めるため、標準保険料率を参考に、条例に基づき国保の保険料(税)率を決定し、賦課・徴収を行うとともに、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保健事業の実施等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。

県単位化後の県と市町の役割のイメージ



2 県単位化に伴う変更事項

(1) 平成30年度以降の保険料

平成30年度以降の市町の保険料率は、県が示す標準保険料率を参考に決定しますが、応能（所得割）と応益（均等割・平等割）の割合が、県全体で50%ずつになることが基本となります。

県の試算結果では、国からの財政支援の拡充により、呉市においては、被保険者一人当たりの保険料負担は減少しますが、世帯所得33万円以下の所得の低い世帯では保険料負担が増加する見込みです。

(2) 激変緩和期間中の対応

平成30年度から35年度において、国保財政調整基金を活用し、低所得世帯に対する保険料負担の急激な増加の抑制を図ります。

保険料賦課のイメージ

時期	平成29年度まで	平成30年度から
保険料必要額の決定	呉市国保で必要な保険料の額	広島県国保全体で必要な保険料の額から呉市国保で負担すべき納付金の額
保険料率の決定	呉市にて割合を決定 ①所得割：52% ②均等（人数）割：30% ③平等（世帯）割：18%	広島県にて標準保険料率を決定 ①所得割：50% ②均等（人数）割：35% ③平等（世帯）割：15%
保険料賦課のイメージ	<p>呉市で必要な保険料の額</p> <ul style="list-style-type: none"> 52% 所得割（所得） 30% 均等割（被保数） 18% 平等割（世帯数） 	<p>（要県へ保納金全体料の額ため）に必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 50% 所得割（所得） 35% 均等割（被保数） 15% 平等割（世帯数）

(3) 平成30年度保険料率について

平成30年1月頃、県から市町が納付すべき平成30年度の国保事業費等納付金が示されますので、2月頃には平成30年度の概算保険料率と本年度保険料率との比較が示せる見込みです。

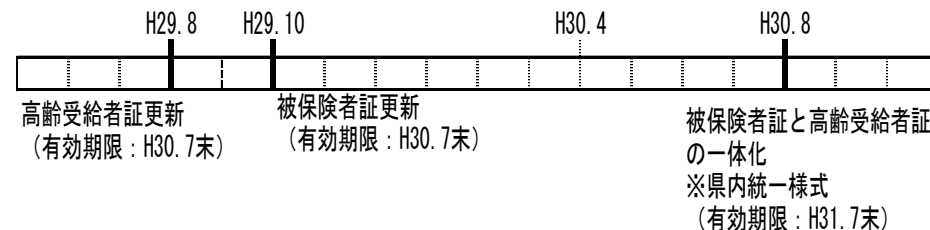
(4) 被保険者証の様式統一等

- ア 平成30年度の一斉更新時から被保険者証の様式を県内で統一します。
- イ 平成30年8月更新時以降は、被保険者証と70歳以上の被保険者に交付する高齢受給者証を一体化させます。

(5) 高額療養費の該当回数の引継ぎ

県内の他市町に住所を異動した場合でも、住所異動前と同じ世帯状態であれば、高額療養費の該当回数が引き継がれ、被保険者の経済的な負担が軽減されます。

保険証更新等のイメージ



高額療養費のイメージ

○直近12か月に3回高額療養費に該当した場合、4回目からの負担が更に軽減(多数回該当)

現行	県単位化後
同一市町でのみ通算され、他市町に住所異動した場合は、通算されません。	県内他市町に住所異動した場合でも引き継がれます。

3 引き続き検討していく事項

保険者事務，医療費適正化，収納対策及び保健事業の4分野を中心に，市町事務の効率化・標準化の具体的な取組について，県，市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携し，引き続き協議します。

4 今後の予定

時期	県	呉市
・平成30年 1月	国からの確定係数に基づく，国保事業費納付金等の本算定	国民健康保険運営協議会への諮問
・平成30年 2月		国民健康保険運営協議会からの答申 議会への行政報告(国保県単位化に伴う変更点等)
・平成30年 3月	市町へ国保事業費納付金額の通知	呉市国民健康保険条例の一部改正(保険料率の変更等) 当初予算の議決
・平成30年 4月		国保県単位化へ移行(県へ国保事業費納付金の納付等)